## 6 職員の分限及び懲戒処分の状況

## (1) 処分事由別分限処分者数(令和2年度)

7 1 27 1 1 1 1 27 1 1 1 27 1 1 27 1 1 27 1 1 27 1 1 27 1 1 27			\ 1 I=	_ / -/	
処 分 事 由	降任	免 職	休 職	合 計	
勤務実績が良くない場合	0	0		0	
(法第 28 条第 1 項第 1 号)	O	O			
心身の故障の場合	0	0	274	274	
(法第 28 条第 1 項第 2 号 第 2 項第 1 号)	O	O		2/4	
職に必要な適格性を欠く場合	0	0		0	
(法第 28 条第 1 項第 3 号)	U	0			
職制等の改廃により過員等を生じた場合	0	0		0	
(法第 28 条第 1 項第 4 号)	U	0			
刑事事件に関し起訴された場合			0	0	
(法第 28 条第 2 項第 2 号)			U	U	
습 計	0	0	274	0	
Ц И	Ŭ				
法第28条第4項により失職した者				0	

- (注) 1 法とは地方公務員法をいいます。以下同じです。
  - 2 県費負担教職員を含みます。以下同じです。
  - 3 分限処分とは、職員が一定の事由によってその職責を十分に果たしえない場合に、公務能率の維持向上のため行う処分です。
  - 4 休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、延数です。

## (2) 処分事由別懲戒処分者数(令和2年度)

(単位:人)

(単位:人)

処 分 事 由	戒告	î	減 給	停職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (法第 29 条第 1 項第 1 号)	0	)	0	О	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (法第29条第1項第2号)	2	2	1	О	0	3
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (法第29条第1項第3号)	0	)	0	1	1	2
合 計	2	2	1	1	1	5